

漁場のご案内

当組合の漁場区域は、裏面の案内図のとおり、下呂市金山町、中津川市加子母、加茂郡東白川村、白川町、七宗町、川辺町、美濃加茂市下米田町の7カ市町村にわたっています。

遊漁の申込み

遊漁をご希望の方は、漁場へ入る前に次の手続きにより遊漁料を納付し、遊漁証をお受け取りください。

● 年釣遊漁証（年釣券）

取扱い：組合事務所（国道41号線沿い裏面図参照）の他、各遊漁証取扱所にて販売しております。
顔写真1枚（免許証用）を添えて住所、氏名、生年月日を申告してください。郵送をご希望の場合は、住所、氏名、生年月日、電話番号を明記して写真、遊漁料、返送料（貼年券90円、雑魚年券90円、簡易書留は350円加算）を同封して現金書留で申込みください。発行は、貼年券5月1日から、雑魚年券1月10日から行います。
なお、貼年券は貼釣りのみで、雑魚釣りには適用いたしません。

● 日釣遊漁証（日釣券）

組合事務所と遊漁証取扱所（日釣券取扱所）で取扱います。

● 遊漁料

漁種	年釣		日釣	
	一般	75歳以上・身体障害者	一般	75歳以上・身体障害者
鮎友釣	10,000円	5,000円	2,000円	1,000円
雑魚釣	5,000円	2,500円	1,000円	500円

★75歳以上の高齢者、身体障害者手帳又は療育手帳所持者で半額の優遇を受ける場合は、それぞれ証明できる書類を提示してください。

★中学生以下無料

★現場で監視員から交付を受ける場合の遊漁料

漁種	日釣	摘要
鮎友釣	3,000円	1,000円加算します。
雑魚釣	2,000円	1,000円加算します。

● 注意事項

1. 年券の有効期間は、交付を受けてから同年12月31日までです。
2. 年釣券、日釣券は、万一紛失されても再交付をいたしません。格別のご注意をお願いします。
3. 年釣券、日釣券は本人以外の者が使用することはできません。
4. 年釣券不携帯の場合は、日釣料金を納めて頂くことになりますから、ご注意ください。
5. 遊漁中は、年券は着用、エフは見易いところに付けてください。
6. 監視員から提示を求めた場合は、直ちに提示をお願いします。

遊漁規則のあらまし

当漁業協同組合でも、水産動植物の繁殖と保護のため又快適な漁業環境を確保提供するため知事の認可を受けて、遊漁規則を定めています。

● 遊漁による漁具・漁法の制限

1. 遊漁による漁具・漁法は、竿釣（あゆの友釣・がり、雑魚の鉤釣・毛針釣・ルアー釣）に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。なお、舟（ゴムボート類を含む。）の使用は認めないものとする。

漁具・漁法	規 模
あゆ友釣	竿は1本とし、掛け針の数はイカリ2段以下6本以内、チラシ3本以内
雑魚釣	竿はあまご・にじますは1本、その他の魚種は3本以内

2. 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる区域及び期間以外では、これを行ってはならない。

漁具・漁法	区 域	期 間
が り	飛驒川及び飛驒川合流点より上流100mの間の白川	調査解禁日～11月30日

3. あゆの毛針釣は周年禁止とする。

● 遊漁期間と全長制限

魚 種	遊 漁 の で き る 期 間	全 長 制 限
あ ゆ	組合が発表する解禁日～12月31日	—
あまご・いわな	組合が発表する解禁日～9月30日	15cm以下
にじます	1月1日～12月31日	15cm以下
うぐい	6月1日～翌年3月31日	10cm以下
こ い	1月1日～12月31日	20cm以下
ふ な	〃	6 cm以下
う な ぎ	〃	30cm以下
おいかわ	〃	—

全長制限以下のものは、生きたまま放流して下さい。

【 禁 止 区 域 】

川	区 域	期 間	魚 種
飛驒川	七宗発電所えん堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域 名南発電所えん堤上流端から上流200m、下流端から下流130mの間の区域 上麻生発電所えん堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域 川辺発電所えん堤上流端から上流100m、下流端から下流280mの間の区域	4月1日から 8月31日まで	全 魚 種
白 川	中津川市加子母二渡 源の島橋上流端から上流300mの間の区域 東白川村越原陸地 えん堤上流端から上流120mの間の区域 東白川村神土釜淵 平えん堤端から上流200mの間の区域 東白川村五加前田 えん堤上流端から上流167mの間の区域 白川町和泉群島 144番地先から上流200mの間の区域	1月1日から 12月31日まで	全 魚 種 (あゆを除く)
赤 川	白川町赤河中日向 894番地8 先から上流150mの間の区域		
黒 川	白川町三川山寄 487番地4 先から上流230mの間の区域 白川町黒川橋反中、高橋より上流1,000mの間の区域		
佐見川	白川町上佐見中野 3387番地先から上流100mの間の区域 白川町下佐見白ヶ野峠 農業用えん堤上流端から上流200mの間の区域		
飛驒川	白川町坂ノ東八 JR飛驒川第一鉄橋上流端から上流200mの間の区域 上麻生発電所えん堤下流端から下流250mの地点から下流350mの間の区域 七宗町上麻生 上麻生発電所放水口上流端から上流100mの間の区域		
葛屋川支流本谷	七宗町神測七宗山 15152番地先から上流の全域		
神測川	七宗町神測字中野 2233番地2 先、農業用中野えん堤上流端から上流180mの間の区域		

● 鮎友釣専用区域と設置機関

下記のとおり15ヵ所の友釣専用区を設置しました。設置期間中は、友釣以外の鮎漁はすべて禁止となっています。現場は、ノボリ、掲示板で明示しています。

川	区 域	距離	設置期間
白 川	①中津川市加子母地内、松山橋から上流、中切橋までの間	1,400m	解禁日～9月20日
	②東白川村越原地内、岩倉橋から上流、800mの間	800m	解禁日～9月8日
	③東白川村神土地内、ふるさと橋から上流、2,000mの間	2,000m	解禁日～9月8日
	④東白川村五加地内、下野頭首工から上流、大口北谷合流点までの間	1,300m	解禁日～9月8日
	⑤白川町中川地内、下牧測頭から上流、井の洞谷合流点までの間	1,000m	解禁日～9月8日
	⑥白川町水戸野地内、滝瀬測頭から上流、砂測開きまでの間	700m	解禁日～9月8日
	⑦白川町柳嶋地内、丁斧測頭から上流、井天測開きまでの間	300m	解禁日～9月8日
黒 川	⑧白川町三川地内、羽柄橋から下流、1,000mの間	1,000m	解禁日～9月8日
川	⑨白川町黒川地内、長測頭から上流、1,000mの間	1,000m	解禁日～9月8日
佐見川	⑩白川町下佐見地内、砂畑橋から下流、稻田川合流点までの間	1,500m	解禁日～9月8日
神測川	⑪七宗町神測地内、平瀬橋から下流、1,000mの間	1,000m	解禁日～9月8日
	⑫七宗町上麻生地内、新宅から上流、1,000mの間	1,000m	解禁日～9月8日
飛驒川	⑬白川町白山から金山町田島地内、佐見川合流点から上流、七宗堰下流端までの間	1,500m	解禁日～9月8日
	⑭七宗町上麻生から白川町河岐地内、飛山橋から上流、上麻生堰堤下流端までの間	2,300m	解禁日～9月8日
網禁止区域	⑮飛驒川左岸の蛇ヶ谷合流点から上流、右岸七宗町中麻生地内の天狗岩から上流、七宗橋まで	2,000m	解禁日～9月30日

● 特定釣漁場

下記の特定釣漁場では、定めた料金を納付して家族連れでお楽しみください。

場 所	魚 種	開設期間	1人当たり料金	連絡先電話番号
佐広川 東白川村神土上親田	にじます	1月1日～12月31日	1kg 1,900円	サビロ谷ますつり場 TEL 0574-78-2377
美濃白川クオーレの里財団	にじます	1月1日～12月31日	1kg 1,900円	クオーレの里財団 TEL 0574-72-2462
白川さかなワクワク公園	にじます	1月1日～12月31日	1kg 1,900円	〃

宿 泊 所 の ご 案 内

観光協会事務局(白川町役場内) TEL 0574-72-1311				観光協会事務局(東白川村役場内) TEL 0574-78-3111					
牧 飛 末 成 野 白 川 田	ケ 水 田 村 郷 (山 荘) クオーレふれあいの里コテージ グランドホテル 中	洞 館 広 屋 荘	白川町 坂ノ東 〃 河 岐 〃 河 岐 〃 河 岐 〃 三 川 〃 和 泉 〃 赤 河 〃 切 井	0574-75-2123 0574-72-1414 0574-72-1017 0574-72-1056 0574-72-1639 0574-72-1016 0574-72-2462 0574-73-1308 0574-73-1519	紅 尾 谷 魚 吉 中 ど 中	平 山 口 の 宿 (コ テ ー ジ) 村 野 一 松	貫 荘 屋 屋 屋 む 屋	白川町 黒 川 〃 黒 川 東白川村五加大沢 〃 神土平 〃 神土平 〃 神土平 〃 越原曲坂 〃 越原日向	0574-77-1017 0574-77-1746 0574-78-2934 0574-78-3192 0574-78-2003 0574-78-2030 0574-78-2471 0574-78-2514